

## 国立保健医療科学院競争的研究費に係る不正使用等の通報に関する細則

平成26年6月30日院長伺定

### (目的)

第1条 この細則は、国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程（平成20年10月30日院長伺定）8の（2）の規定に基づき、競争的研究費に係る不正使用等の通報（以下「通報」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (通報の方法)

第2条 通報の方法については、別紙1により国立保健医療科学院内、取引業者等に周知するものとする。

2 通報の方法は、通報窓口職員との面談、書面、電話、FAX、電子メールによるものとする。

### (通報の受理)

第3条 通報を受けた者は、通報記録(別紙2)にその概要を記録しなければならない。

### (通報者への通知)

第4条 通報窓口の長である総務部総務課長は、通報者（顕名による通報に限る。）に対して、受け付けた通報等に基づき実施する措置の内容を通知するものとする。

### (通報者等の保護)

第5条 いかなる者も通報者に対して、不利益な取扱又は報復的な行為を行ってはならない。

2 いかなる者も通報の対象となった者を誹謗中傷してはならない。

### 附 則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

別紙 1

## 競争的研究費に係る通報相談窓口

国立保健医療科学院において管理する競争的研究費の不正使用等に関する通報窓口は以下のとおりです。

### 1 通報受付窓口

〒351-0197

埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院総務部総務課長

TEL : 048-458-6111 内線2411

FAX : 048-469-1573

E-MAIL : [tsuuhou@niph.go.jp](mailto:tsuuhou@niph.go.jp)

### 2 通報方法

通報窓口職員との面談、書面、電話、FAX、電子メール

(別紙2)

## 通 報 記 録

|            |                    |     |    |
|------------|--------------------|-----|----|
| 受付日時       | 年 月 日<br>時 分       | 受付者 |    |
| 方法         | 面談 書面 電話 FAX 電子メール |     |    |
| 通報者        | 氏名                 |     | 匿名 |
|            | 所属・連絡先             |     |    |
| 通報内容       | 対象者                |     |    |
|            | 内容                 |     |    |
| 受付後の<br>対応 |                    |     |    |
| 調査の要否      | 要・否                | 理由  |    |

通報者へ措置の内容を通知した年月日及びその内容